

令和2年度湯川村単独事業 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

湯川村の単独事業として、対象となる方に本給付金を追加支給します！

1. 支給対象者

- 子育て世帯への臨時特別給付金（国事業）の受給者
- 児童扶養手当の受給者
- 特別児童扶養手当の受給者

以上のそれぞれの対象に当てはまる方に支給します。

2. 対象児童

令和2年3月31日時点で支給対象に該当する児童です。

3. 給付額

対象児童1人につき、それぞれ1万円です。

4. 支給時期

・子育て世帯への臨時特別給付金（国事業）受給者への加算分は6月30日に給付します。

・(特別)児童扶養手当受給者への追加給付分は、6月19日までに申請があった分については6月30日に支給します。その後は随時支給します。

・公務員の方は申請受付後、随時支給します。

※随時支給分は毎月15日頃、月末に支給します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 申請方法

■本給付金では以下の方のみ申請が必要となります。

①児童扶養手当受給者

②特別児童扶養手当受給者

→同封の申請書に必要事項を記載し窓口へ提出、もしくは返信用封筒で返送してください。

③公務員の方

→申請書をお持ちでない方は湯川村ホームページよりダウンロードして提出してください。

■上記①～③以外の方は申請不要です。

「子育て世帯への臨時特別給付金」(国事業)と同様に、児童手当受給口座へ支給します。

※3月31日以降、児童手当口座を解約・変更している方は、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。

湯川村単独事業 子育て世帯への臨時特別給付金(まとめ)

支給対象者	「子育て世帯への臨時特別給付金」 (国事業)の受給者	(特別)児童扶養手当の受給者 (基準日:令和2年3月31日)
対象児童	「子育て世帯への臨時特別給付金」 (国事業)に同じ	(特別)児童扶養手当の対象となる児童 (基準日:令和2年3月31日)
支給額	対象児童1人あたり1万円	
支給時期	令和2年6月30日 公務員の方は随時	令和2年6月30日(予定)
申請	不要(公務員の方は必要)	必要

お問い合わせ先・申請書提出先

湯川村役場 住民課 福祉係

電話：0241-27-8810

〒969-3593 湯川村大字清水田字長瀬18番地